

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年8月1日～令和7年8月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
1	JIS	制定		可変透湿シート	Variable permeability membrane depending on humidity level	この規格は、住宅の外壁、屋根、天井及び床において内部結露の防止又は抑制のために使用する周囲の湿度環境に応じて透湿性能が変化するシートについて規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・品質 ・寸法及び質量 ・外觀 ・試験方法 ・検査 ・表示及び添付文書			可変透湿気密シート振興会 一般財団法人日本規格協会	
2	JIS	改正	A6111	透湿防水シート	Vapour breathable underlays	この規格は、住宅の通気工法などの内部結露防止構造を備えた外壁、及び屋根において、透湿、防水、防風などのために使用する透湿防水シートについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・「3 種類」に記載の「a)外壁用透湿防水シートA」を「a)外壁用透湿防水シート」に変更し、「b)外壁用透湿防水シートB」を削除する。「c)屋根用透湿防水シート」は、「b)屋根用透湿防水シート」に変更する。本文の他の記載も同様に変更する。 ・試験方法において、「7.2 透湿性」にウェットカップ法を追加し、「7.4 発火性」にJIS A 9521:2014の附属書A(発火促進試験方法)の記載を追加する。		日本透湿防水シート協会	一般財団法人日本規格協会	
3	JIS	改正	K7141-3	プラスチック—比較可能なマルチポイントデータの取得及び提示—第3部:特性への環境影響	Plastics — Acquisition and presentation of comparable multipoint data — Part 3: Environmental influences on	この規格は、次の環境でプラスチックの挙動を示すマルチポイントデータの取得と提示の試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・「引用規格」で、ISO 3167をISO 20753に置き換える。他の引用規格も最新の規格に置き換える。 ・「引用規格」で、2件のISO規格を対応JISに変更する。 ・「薬品環境応力き裂の試験方法」で、参照規格をISO 6252から最新のISO 22088に置き換える。		ISO 11403-3:2021, Plastics — Acquisition and presentation of comparable multipoint data — Part 3: Environmental influences on properties(MOD)	日本プラスチック工業連盟	一般財団法人日本規格協会
4	JIS	改正	Z2275	金属平板の平面曲げ疲労試験方法	Method of plane bending fatigue testing of metallic plates	この規格は、意図的に応力集中を導入することなく、室温(理想的には10° C~35° C)において金属試験片に対して、一定振幅のモーメント、試験力又は変位を制御した試験機によって平面曲げ疲労試験を実施するための条件について規定する。	主な改正点は、以下のとおり。 ・標準試験片を廃止した。 ・軸力による平面曲げ疲労試験方法に関する規定を追加した。 ・試験片加工方法に関する規定を追加した。 ・応力の均一性確認方法に関する規定を追加した。 ・10°以下の繰返し数で疲労破損する場合を許容した。		ISO 22407:2021, Metallic materials — Fatigue testing — Axial plane bending method (MOD)	公益社団法人日本材料学会	一般財団法人日本規格協会
5	JIS	改正	Z4751-2-43	医用電気機器—第2-43部:IVR用X線装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Medical electrical equipment — Part 2-43: Particular requirements for the basic safety and essential performance of X-ray equipment for interventional procedures	この規格は、医用電気機器及び医用電気システムの基礎安全及び基本性能について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・医療用の線量計を一般的なものと明確に区別するために、IEC-60601-2-54にて新たな特定の用語“DOSIMETER”が定義されたことから、これを参照する。また、IEC60601-2-54にて、IEC TR 60788:2004(医用放射線機器の用語をまとめたTR)に記載の定義語で、この規格でだけ使用する定義語が追加されており、これをこの規格から参照する。 ・“適用範囲”の“副通則”において、製造業者がME機器、又はMEシステムが、ホームヘルスケア環境での使用を意図していることを宣言する場合には、home healthcare environmentで使用するME機器の規格であるIEC 60601-1-11を適用し、製造業者がME機器、又はMEシステムが、救急医療環境での使用を意図していることを宣言する場合は、emergency medical services environmentで使用するME機器の規格であるIEC 60601-1-12を適用するとの記載を追加する。 ・現行規格の“X線管装置の過度の温度に対する保護”の要求事項は、JIS T 0601-1(医用電気機器—第1部:基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項)及びJIS Z 4751-2-28(医用電気機器—第2-28部:診断用X線管装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項)での要求事項の規定で十分であるため、この規格での要求事項の規定を削除する。 ・IEC60601-2-54では、通則の変更に伴い、X線関連の状態表示との区別、アラーム表示光の色に関する要求事項などを明確に規定しており、この個別規格を参照するように変更する。		IEC 60601-2-43:2022, Medical electrical equipment — Part 2-43: Particular requirements for the basic safety and essential performance of X-ray equipment for interventional procedures (IDT)	一般社団法人日本画像医療システム工業会	一般財団法人日本規格協会